

ベトナム・ラオス ～現地専門家協議、関係機関訪問等～

国際協力部教官
樋口 瑠 惟

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）は、ベトナムにおいて、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（以下「ベトナムプロジェクト」という。）を実施し、ラオスにおいて、「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」（以下「ラオスプロジェクト」という。）を実施している。

令和6年4月、法務総合研究所国際協力部に、建元亮太部長が新たに着任したところ、建元部長は、令和6年5月26日（日）から同年6月1日（土）までの間、ベトナムとラオスに続けて出張し、ベトナムプロジェクト及びラオスプロジェクトの長期派遣専門家との協議及び進捗状況の確認や、当所が協力覚書を締結しているラオス国立司法研修所（以下「NIJ」という。）への視察、両国の関係各機関への訪問等を実施した。同出張には、須田大前国際協力部副部長、神谷哲夫主任国際専門官及び当職が随行し、両プロジェクト及び上記協力覚書に基づく活動に深く関与する当職らにおいても、長期派遣専門家等と今後の活動の在り方等について協議を行った。

本稿では、これらの協議、視察、訪問等の結果概要について紹介し、今後のベトナム、ラオス両国に対する法制度整備支援の方向性等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 ベトナム出張（令和6年5月26日（日）から同月29日（水）まで）

1 出張概要

今回のベトナム出張の概要は以下の通りである。

5月26日（日） 移動日

27日（月） ベトナムプロジェクト事務所視察
在ベトナム日本国大使館訪問

28日（火） ベトナムプロジェクト長期派遣専門家との意見交換

29日（水） 日系弁護士との意見交換、移動（ハノイ→ビエンチャン）

以下の項では、本出張の主要部分である、在ベトナム日本国大使館訪問と日系弁護士との意見交換の各結果を紹介し、また、ベトナムプロジェクト長期派遣専門家との意見交換結果についても簡潔に紹介する。

2 出張結果

(1) 関係機関訪問等

ア 在ベトナム日本国大使館訪問

在ベトナム日本国大使館においては、伊藤直樹大使及び井倉美那子一等書記官¹に御対応いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ベトナムプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

これに対し、伊藤大使からは、30年間にわたり実施されてきた法制度整備支援プロジェクトは、一番成果が上がっていると考えていること、日本による支援は、上から目線ではなく、寄り添い協力することで内から変わるインセンティブを起こしてきたような支援であると考えていること等の御発言があり、当部やJICAによるこれまでの法制度整備支援の活動に御理解をいただいていることがうかがわれた。

また、伊藤大使からは、ベトナムが日本にとって期待される国、重要な国として発展してほしいと願っていること、そのために、現行のプロジェクトの成功を目指すことに加えて、ベトナム側の近時のニーズの変化を踏まえつつ、中長期の観点から、継続した支援や協力を願いたいという旨の御発言もいただいた。

イ 日系弁護士との意見交換

ベトナムに駐在されている日系弁護士である武藤司郎弁護士²と意見交換をさせていただいた。武藤弁護士は、日本政府によるベトナム法整備支援の初代長期派遣専門家でもあり、平成8年12月から平成12年4月までベトナム司法省に派遣されていた³。

武藤弁護士は、ベトナムの法制度の現状について、法内容自体の整備不十分がなお散見されるほか、運用面・執行面にも問題があると考えており、例えば、民法及び商法の関係のあいまいさ、仮処分制度の機能不全、国際仲裁判断の不当な破棄、執行妨害等、民商法分野に多くの問題があると考えているとのことであった。

また、刑罰法規、行政罰法規の構成要件が不明確であることや、会社法における登記や登録が非常に煩雑であるほか、会社分割に関する制度等の使い勝手が極めて悪く、個別の権利義務関係を移転するのが非常に大変であることなど、ベトナムの法制度の現状の具体的な問題点を多数挙げていただき、これらの点について法制度整備支援の中で扱うことの御提案をいただいた。武藤弁護士によれば、投資法等の問題がある点については商工会として提言はしているが、民商法等の基本法となると商工会単体では手が出しにくいところで、この分野への支援は日

¹ 元法務総合研究所国際協力専門官

² 西村あさひ法律事務所所属、在越日本商工会議所会頭

³ 武藤弁護士による、初代長期派遣専門家としての体験談等につき、武藤司郎、横幕孝介、枝川充志「【特別企画】ベトナム・オンライン座談会～20年で変わったこと、変わらないこと～」ICD NEWS第87号（2021年6月号）32頁以下を参照されたい。

系企業を含む外国企業への裨益が大きいと同時にベトナム側への裨益も大きいはずであるから、法制度整備支援による貢献に期待するとのことであった。

(2) ベトナムプロジェクト長期派遣専門家との意見交換

ベトナムプロジェクト長期派遣専門家である、茅根航一専門家、塚原正典専門家、大西宏道専門家及び寺本二憲専門家の4名と、建元部長、須田前副部長及び当職らとの間で、現行プロジェクトの状況、課題や、今後の活動の在り方等について協議を実施した。

これらの意見交換を通じて、当職が考えたベトナムプロジェクトの現況と課題は次のとおりである（当職の個人的見解である。）。すなわち、現行プロジェクトにおいては、一定の活動を実施し成果を上げることができており、このことは、本出張の直近（本年4月）に実施されたハイレベルフォーラム及びJCCが、関係機関の協力により、無事成功裏に終わったことにも現れている。一方で、現行プロジェクトは、6機関ある各カウンターパートにおいて、それぞれの最優先課題を選定し、それについてワーキンググループ形式で協議して、解決策の提案を行うという枠組みであるところ⁴、このようなプロジェクトの枠組みは、各カウンターパートの実情に応じた柔軟な対応を可能にする場合がある反面、長期派遣専門家において広範なニーズに対応する必要が生じるという難しさを生じさせているように思われる。活動の形式についても、ワーキンググループ形式の協議よりは大規模なセミナー形式の活動を希望するカウンターパートもいることには、留意を要する。現行プロジェクトのカウンターパートの数は多く、その特色も多様であるところ、カウンターパートによっては、いかにして円滑な意思疎通を図るか、工夫を要する部分があるように思われる。その上で、現行プロジェクトの終了時期は令和7年12月末であるところ、今後、成果のまとめに向けた活動を実施することにつき、各カウンターパート側とどのように協議していくかが、今後の大きな課題の1つとなるであろう⁵。

3 所感

本ベトナム出張の主な目的は、主として本年4月に新たに着任した建元部長において、関係機関等を訪問し意見交換するとともに、ベトナムプロジェクトの状況を確認することにあつたが、ベトナムプロジェクトの事務所を訪問し、十分な時間をかけて、長期派遣専門家との緻密な意見交換を実施することにより、ベトナムプロジェクトが置かれた現状をよく把握することができたことは、現行プロジェクトが終盤に差し掛かり、同プロジェクト終了後のベトナムに対する法制度整備支援の在り方を検討

⁴ 現行のベトナムプロジェクトの概要につき、横幕孝介「ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況」ICD NEWS第91号（2022年6月号）11頁以下を参照されたい。

⁵ 茅根航一「ベトナム・ハイレベルフォーラムの開催」ICD NEWS第99号（2024年7月号）136頁も、現行プロジェクトの終結に向け、各カウンターパート機関における最優先課題の解決策の取りまとめの必要性を指摘する。

すべき時期に至っている当職らにとっても、大変有益なものであった。本出張における一連の活動を通じ、ベトナムが急速な経済発展を遂げていること、その結果、ベトナム側の要望は広汎、多様かつ先端的となっており、それを的確に把握し時宜を得たタイミングで応えることは、内容面でも事務負担の面でも非常にタフな作業であることを、改めて認識した。この点で、現地においてプロジェクト活動に従事されている長期派遣専門家の皆様に対しては、その日々の御努力に最大限の敬意を表したい。

令和5年7月6日に開催された日ASEAN特別法務大臣会合では、日本、ASEANの両者が、対等なパートナーシップの精神の下、様々な分野での協力を強化していくことが強調された⁶。このような日本とASEANの関係の近時の進展等を念頭に置きつつ、本稿に記載したような現行プロジェクトの現状等を十分に踏まえた上で、引き続き、ICDやJICAその他の関係者一同で協力し合い、ベトナムにおける今後の法制度整備支援の進め方について、検討を続けてまいりたい。



【武藤弁護士との意見交換の様子】

第3 ラオス出張（令和6年5月29日（水）から同年6月1日（土）まで）

1 出張概要

- 5月29日（水） 移動（ハノイ→ビエンチャン）
- 30日（木） ラオス司法省訪問、最高人民検察院訪問、
ラオスプロジェクト事務所視察
- 31日（金） N I J 視察、最高人民裁判所訪問
- 6月 1日（土） 移動日

以下の項では、本出張の主要部分である、司法省、最高人民検察院及び最高人民裁判所への各訪問結果並びにN I Jの視察結果について、簡潔に紹介する。

⁶ 法務省ホームページ「司法外交閣僚フォーラムの結果概要について」（https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00032.html）（令和6年7月31日最終閲覧）を参照されたい。

2 出張結果

(1) ラオス司法省訪問

ラオス司法省においては、ケッサナー副大臣を表敬訪問し、その際、ナロンリット官房長及びスピー国際協力副局長にも同席いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ラオスプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

ケッサナー副大臣からは、ラオスに対する日本政府からの長年にわたる継続的協力に対する感謝が述べられたほか、ラオスでは、2026年に各省庁がこれまでの市場経済改革を評価することとなっており、司法省でも実施中であるが、日本の法務省からの支援についても記録に残す予定であるので、評価のまとめ作業を進めていること、その作業の中でまだ色々な課題が残っていることがわかったとのこと、これからもICDからの支援をぜひお願いしたいことなどのコメントが述べられた。

(2) ラオス最高人民検察院訪問

ラオス最高人民検察院においては、カムペット副長官を表敬訪問し、その際、ラッタナポン監査局副局長ほかにも同席いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ラオスプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

カムペット副長官からは、ラオスへの専門家派遣による長年にわたる支援、取り分け、民法典起草時の協力等につき、日本国民からラオスへの贈り物と考えていること等の感謝が述べられた。また、ラオスにとって人材育成は重要な課題であり、ラオスプロジェクトでも法律分野の人材育成に力を注いでいるが、まだ十分には進んでいない状況であること、再来年には刑事手続法や検察院法も改正する予定であるが、色々課題があることから、今後も日本側と色々相談させていただきたいという旨のコメントが述べられた。

(3) ラオス最高人民裁判所訪問

ラオス最高人民裁判所においては、ブンクワン副長官を表敬訪問し、その際、ティッパソン官房長、ガン最高裁研修所長及びカンパイ監査局長ほか2名にも同席いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ラオスプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

ブンクワン副長官からは、法律人材育成のプロジェクトを継続的に実施したことによる様々な成果が、ラオスの法の支配の発展と、裁判実務の改善に大いに役立ってきたことから、そのような協力を継続してくれた法務省等や日本国民に対する感謝が述べられた。また、現在のプロジェクトも円滑に進行しているところ、これまでの経験の積み重ねでプロジェクト活動を通じて色々な問題を解決してきたので、現在のプロジェクト活動から得られる知識や経験も問題解決につながると信じているとの展望も述べられた。

(4) N I J（ラオス国立司法研修所）視察

N I Jにおいては、ブンター所長、シヴィサイ副所長及びペッサマイ副所長ほか2名に御対応いただいた。まず、当方からは、建元部長において、法務総合研究所とN I Jの間で、平成30年（2018年）に協力覚書を締結して以降、良い協力関係が構築できていることに対する光栄の念をお伝えした。

ブンター所長からは、まず、N I Jの組織概要について改めて御説明いただいた。すなわち、司法省傘下であるN I Jの役割は大学レベルの法曹等養成機関であり、刑事法、民事法、行政法、経済法等の分野を扱い、合計1200から1300人が勉強しているところ、法曹三者の養成カリキュラムでは、毎年50人を育成するという目標を掲げており、今年は目標より多い82名を育成する予定とのことであった。

また、ブンター所長からは、上記協力覚書に基づく引き続きの協力をお願いしたい旨、そして、特にN I J所属の教員の能力向上が重要なテーマであることから、日本における研修実施は非常に執務の参考になるのでその実施の検討をお願いしたい旨、御意見をいただいた。

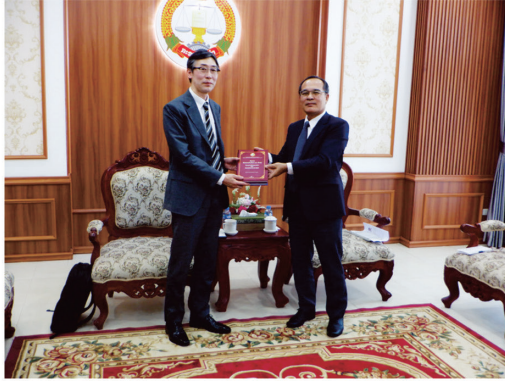
3 所感

本ラオス出張の主な目的は、主として本年4月に新たに着任した建元部長において、ラオスプロジェクトの状況を確認するとともに、法務総合研究所が協力覚書を締結しているN I Jへの視察を実施することであった。

前者については、（上記2項では記載を省略したが）ラオスプロジェクトの事務所を訪問し、長期派遣専門家との意見交換を実施することにより現状を把握することができたほか、司法省副大臣、最高人民検察院副長官、最高人民裁判所副長官への表敬訪問が実現し、いずれからもこれまでの多大なる協力と成果への厚い感謝の意を伺うことができた。上記2項に記載したようなカウンターパート側の発言からは、実務法曹3名が常駐し日常的な助言等を行うとともに、日本側のリソースを有効活用したセミナーや本邦研修を実施することを通じて、ニーズに適った支援協力を提供できており、それが高い評価を受けていることが確認できたといえる。

後者については、N I J所長から、協力覚書に基づく活動の重要性について言及があり、今後の継続を強く希望されるなど高い評価が述べられた。また、先方から、N I J所属の教員の能力向上に向けた訪日研修の希望が述べられた。N I Jは、日本からの法曹養成に関する知見提供も踏まえて、日本型に近い法曹一元養成のシステムが採用されて設立されたものであり、ラオスにおける法律人材育成の基幹組織として、法曹養成のみならず司法省職員等の法律実務家の育成を広く行っているものであ

て⁷、このような設立経緯やその存在の重要性等に鑑みれば、今後、法務総合研究所との協力覚書に基づく活動の一環として、訪日研修の実施を検討する余地があるように思われる。



【表敬訪問・視察の様子】

(左上：司法省、右上：最高人民検察院、左下：最高人民裁判所、右下：N I J)

⁷ N I J 設立の経緯及びその組織概要につき、須田大「ラオスの法曹養成制度改革」ICD NEWS 第72号（2017年9月号）75頁以下及び伊藤浩之「ラオス国立司法研修所と法務総合研究所との間の共同セミナー開始」ICD NEWS 第81号（2019年12月号）120頁以下を、それぞれ参照されたい。